



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	里親制度の家族社会学：養育家族の可能性 [全文の要約]
Author(s)	園井, ゆり
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	乙第6889号
Issue Date	2013-09-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/53940
Type	doctoral thesis
File Information	Yuri_Sonoi_summary.pdf



博士論文

題目『里親制度の家族社会学—養育家族の可能性—』

要 約

園井 ゆり

本稿の目的は、主として親からの虐待などが原因で社会的養護が必要になった児童（以降、要保護児童と記す）を里親制度のもとで養育する家族が、従来の日本において主流であった「近代家族」とは異なる重要な家族形態として 21 世紀の日本社会において展望し得る可能性について家族社会的観点から検討し、この命題を明らかにすることにある。本稿では、要保護児童を委託中の里親が形成する家族を「里親家族」と呼ぶ。

今日に至るまでの家族の変遷過程を近代化の観点からみると、家族の近代化は、家族類型上は直系家族制から夫婦家族制への変化として捉えることができる。日本の場合、家族の近代化は戦前の家制度が解体され核家族化が進行する過程として把握される。核家族化は、日本では特に 20 世紀半ばから後半における高度経済成長期において進行する。この間成立した夫婦と未婚の子から形成される核家族は、20 世紀を代表する家族形態として今日まで約 50 年間以上存続し、これを日本における「20 世紀近代家族」と呼ぶことができる。

ところが、1970 年代半ば以降未婚化や非婚化、また高齢化が進行するなかで単独世帯の増加傾向が顕著となり、一方で夫婦と未婚の子から成る世帯は減少傾向にある。1960 年においては、一般世帯総数の 16.1%にすぎなかった単独世帯は、2010 年には 32.4%となり、2030 年には 37.4%を占めると予測される。単独世帯の増加に伴い家族規模が縮小し、小家族化がさらに進行する傾向にある。一方、夫婦と未婚の子から成る世帯は 1960 年には一般世帯総数の 38.2%を占めていたが、2010 年には 27.9%となり、2030 年には 21.9%にまで減少すると予測され、20 世紀近代家族は今後もはや主要な家族形態ではなく、多様化する家族形態のうちの 1 つになると予想される。このようななかで、本稿が対象とする、里親制度のもとで児童の養育役割を果たす「里親家族」

も、多様化する家族のなかの 1 形態として把握することができる。「里親家族」が実際に今日の社会において機能的役割を果たしていることは、家族形態の変容と並行して、家族概念の変容をも予測させるものだといえよう¹。

日本の社会的養護に関する制度は、「家庭的養護」と「施設養護」の 2 つから構成される。里親制度は養子縁組制度とともに家庭的養護の代表的形態として位置づけられる。里親制度は、日本では戦後直後の 1948 年に施行された児童福祉法において制度化されたものである。戦後以降の日本における社会的養護政策の経過をみると、アメリカなど里親制度整備が進む先進地域と異なり、日本の社会的養護政策はこれまで施設養護を中心に担われてきた。実際、社会的養護を必要とする児童は、現在に至るまでその約 9 割は施設養護のもとで養育され、里親のもとで養育される児童（以降、里子と記す）は約 1 割に過ぎない傾向にある。しかし、今世紀に入り、家庭的養護の重要性が再認識され始めるようになり、社会的養護を必要とする児童の必要度に応じて、里親制度のもとでの養育が選択できるように社会的養護体系の整備が推進されている。背景には、1990 年代後半以降児童虐待の問題が深刻さを増し、家庭的な環境のもとでの個別的養育の必要性が課題になったことが挙げられる。これをふまえ、2002 年には里親制度について戦後初めてともいえる大幅な改正が行われ、里親制度の普及が目指された。2008 年には改正児童福祉法が成立し、里親制度がさらに拡充され、社会的養護政策は、施設養護から家庭的養護へと大きく方針を転換するに至った。

本研究はこの里親制度に注目する。里親制度は学問的のみならず制度的にもまた政策的にも分析すべき多くの局面を内包する。学問的側面からは、里親制度が社会的養護を必要とする児童の養育に対していかに有効に機能するか、また里親制度のもとで児童の養育を行う「里親家族」が、今後の日本における家族概念の変化を予測させる家族としていかに位置づけられるかが解明される必要がある。制度的側面からは、社会的養護体系の拡充を進めるに際して、社会的養護に関する理念的枠組みをいかに構築するかが検討される必要がある。政策的側面からは、特に災害発生時などの緊急時における里親制度の有効活用についてさらに分析が進められる必要がある。例えば 2011 年に発生した東日本大震災によって震災孤児となった児童に対する支援の一環として、親族里親に関する規定を改正することで、里親制度のもとでの経済的支援がよ

¹ 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（全国推計）（2008 年 3 月推計）』、国勢調査（2010 年）。

り柔軟に適用されるようになったことは、里親制度が、政策的側面から分析されるべき局面を内包することを示すものである。

里親制度については、学問的側面からみた場合も緊急に解明すべき課題を多く含むが、里親制度に関する国内の研究は、これまで主として児童福祉学や心理学からの研究にとどまり、社会学領域からの知見を盛り込んだ研究はいまだ緒についたばかりである。従って、本研究では家族社会学的観点から里親制度の機能性を検証すると同時に、里親制度のもとで児童の養育を行う「里親家族」が、今後の日本における家族概念の変化を予測させる家族としていかに展望されうるかを考察する。

家族社会学的観点からの課題としては、「里親家族」のもとで養育される児童（里子）の社会化に対する研究を深めることで、それに基づく何らかの提言がなされなければならない。社会化とは、個人が生活する社会、あるいは将来生活しようとする社会に適切に参加することができるような知識や技能や規範などの社会的価値や、行動様式、生活習慣などを習得する過程である。社会は、社会化を順調に経た諸個人の集合によって成立しているため、子の社会化が順調に果たされなければ、個人の存続のみならず、社会の存続さえ危ぶまれることになる。従って、社会化は親の道徳的義務として果たされるべき、家族の重要な機能として位置づけられる。

「里親家族」に委託された里子の多くは、親が子に対する養育責任を遂行できず、社会化を果たせなくなった結果、社会的養護が必要な児童として里親に委託された児童である。社会的養護が必要な児童は、里子になる場合を含め、現在日本では約 4 万人存在する。児童が要養護状態に陥る背景をみると、里子の約 4 割は実親による虐待行為が原因である。里子の年齢をみると、里子は就学前頃から小学校低学年頃までが中心である。従って、里親のもとに委託される児童とは、社会化が特に必要とされる年齢であるにも関わらず、実親からの社会化が適切になされていない児童であるといえる（厚生労働省雇用均等・児童家庭局 2009; 筆者調査 2008-2010）。

従って、里親による里子の養育は、里子の社会化を行う行為として位置づけられる。里親による里子の社会化過程は、規範や文化を教示する、社会化の担い手たる里親と、規範や文化を学習し内面化する里子との間の相互行為として展開される。即ち、里親による里子の社会化過程は里子に対しては人格形成の過程として、また社会に対しては適切な社会成員を補充する過程として位置づけられる。里親は里子の養育を行うことにより、里子のみならず社会に対しても極めて重要な役割を果たす。社会的養護を

必要とする児童の問題は、子の社会化の達成に直接関わる問題であり、里親など特定の当事者のみが関与すべき「個人的問題」として捉えることは問題の本質を見誤ることになる。これは社会が取り組むべき「社会的問題」として対処する認識が常に必要である。

社会的養護が必要な児童は、親からの社会化を受けておらず、養育環境上、社会的に極めて不利な状況に置かれている。従って、養育環境上の不利益が、児童の将来にわたってできるだけ影響を及ぼさないようにするための措置を社会的に講じる必要がある。里親制度は、社会的養護が必要な児童に対して、適切な養育環境のもとで社会化を受ける機会を提供するために講じられた社会制度の一つとして機能する。即ち、里親制度は、子の社会化を公的に行うための社会制度である。

それゆえ、里子の養育を行う「里親家族」は、里親制度における公的責任のもとで、里子の社会化を実親家族にかかわって専門的に担う機能集団であるともいえる。さらに、「里親家族」は、里子に子の社会化という家族に求められる機能を教示することで、世代的に家族機能を継承する役割を果たす。即ち、「里親家族」において社会化を習得した里子は、次世代の子の社会化を果たし得る。従って、里親家族は家族機能を維持する家族形態として位置づけることができよう。

本稿では、里親制度の中心である「養育里親」が形成する家族を「養育家族(family of fosterage)」という概念をあてはめることで把握する。「養育家族」のもとでは里親と里子との間に法的、血縁的關係はないが里親による里子の社会化を通して里親里子間に親と子の関係性が形成され得る。本稿では、「養育家族」の機能や形態を、筆者が 2008 年から 2010 年にかけて行った、インタビュー調査結果に基づき社会的に解明することを試みた。インタビュー調査は、九州及び北海道地域における 51 世帯の「里親家族」を対象に実施した。調査実施に際しては、各地域の里親会から協力を得た。

本稿では、「養育家族」に関する仮説を、家族機能の観点と家族形態の観点の両者において設定した。「養育家族」の機能に関する仮説は、「養育家族」が社会において機能的に必要とされた家族形態として存在することに関するものである。「養育家族」の形態に関する仮説は、「養育家族」が、家族機能の維持を可能にする家族として、近未来の日本において展望され得ることに関するものである。

分析の結果、「養育家族」の機能に関する仮説からは、「養育家族」が、委託児童である里子の社会化を遂行する存在として機能するばかりではなく、里子を将来にわた

り援助し、里子の実親をも支える存在として機能することが明らかになった。「養育家族」の形態に関する仮説からは、「養育家族」では、里親と里子との間に法的親子関係も、また血縁関係も存在しないにも関わらず、里親による里子に対する社会化、及び将来にわたる里親による里子に対する援助を通して、里親と里子との間に親と子の関係性が形成され得ること、この意味で「養育家族」という家族形態は、従来の家族概念に加えられる家族形態として位置づけられることを示した。同時に、「養育家族」は、子の社会化という家族に求められる機能を次世代に継承する役割を果たすこと、この意味で「養育家族」は、家族機能の維持を可能にする家族形態として近未来の日本において位置づけられることが明らかになった。

本稿では、以上の内容を本文 5 章立てとし考察した。第 1 章では、里親家族研究で着目する里親制度の内容、及び里親制度を取り巻く社会的背景、また国内の先行調査について考察した。第 2 章では、里親制度の先進地域であるアメリカの里親家族に関する先行研究を中心に分析した。特に、社会的養護体系を支える理念的枠組みである「パーマネンシーの理念」と「里親家族」との関わりについて考察し、「養育家族」は、里子のパーマネンス、即ち、里子にとって永続的かつ安定的な養育環境を保障する家族形態であることを確認した。第 3 章では、第 2 章をふまえた上で、本研究における仮説を提示した。第 4 章では、インタビュー調査結果をもとに仮説の検証を行った。第 5 章では、日本における家族の系譜を理論的に論証し、「養育家族」を家族社会学の文脈の中に位置づけ、最終的に家族の新たな定義を提示した。

本稿の執筆にあたっては、社会学、及び家族社会学の分野で研究上のご示唆を頂いた先生方に深く感謝申し上げます。里親調査の実施にあたっては、札幌市里親会会長田中貞美氏ならびに九州地区里親連絡協議会会長（福岡県里親会会長）赤木睦男氏に格別のご高配を頂いた。心より御礼申し上げます。また、多くの時間を提供し、快く調査にご協力くださった里親の皆様に深く御礼申し上げます。

2012 年 12 月

以 上